

事務連絡
平成27年4月30日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
保健事業担当係長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課施設係長

平成27年度国民健康保険の保健事業の助成に係る留意事項等について

平成27年度における国民健康保険（以下「国保」という。）の保健事業の助成については、国民健康保険の保健事業に対する助成について（平成27年4月30日保国発0430第2号。以下、「課長通知」という。）により通知したところですが、交付申請に当たっては、下記事項も参照のうえ、申請手続を進めていただきますよう、貴管内保険者へ周知及び指導方よろしく申し上げます。

記

1. 申請書の作成に当たっての留意事項

別添1を参照し、申請書を記入すること。

※保健事業ごとの助成対象経費は、関係法令及び課長通知「9 助成対象経費に係る留意事項」を踏まえ、適切に策定すること。

《関係法令》

- ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）

○様式4

対象経費算出における計算過程の資料は、保険者が独自様式により作成し管理すること。なお、書類審査により積算内訳の照会を行う場合があること。

対象経費は、課長通知の12の（5）留意事項のとおり、関係法令及び助成通知の「9 助成対象経費に係る留意事項」を踏まえ、適切に策定すること。（必要性や費用対効果の見込まれる経費のみ計上すること。）

2. 国保保健事業の助成通知に関する参考資料

①国保ヘルスアップ事業評価事業報告書「保健事業の手順に沿った評価基準」

「国保ヘルスアップ事業評価事業報告書」P.92 参照

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryohu/iryohu_oken/hokenjigyohu/index.html (厚生労働省HP)

<http://www.kokuho.or.jp/hoken/public/hokenannouncement.html>

(国保中央会HP)

②「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055466.html>

(厚生労働省HP)

③「特定健康診査等実施計画作成の手引き」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03g.html>

(厚生労働省HP)

④「平成27年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱における糖尿病性腎症患者の重症化予防事業の取扱いについて」の別添「保険者による糖尿病性腎症患者の重症化予防事業 事業実施手順書(平成27年度版)」

⑤「保険者による糖尿病性腎症患者の重症化予防事業報告シート国保保険者」

※課長通知の(i)糖尿病性腎症重症化予防事業を実施した場合、実績報告後、国に報告を求める内容であること。

3. 国保ヘルスアップ事業および国保保健指導事業に関するQ&A

別添2参照

4. 国保保健事業の助成に関する問い合わせ

問い合わせは、課長通知およびQ&Aを確認したうえで、問い合わせ事項を別添3様式に記載し、各都道府県から以下の問い合わせ先へ電子メールにより行うこととする。

なお、回答にはある程度の時間を要する場合があること。

〈問い合わせ先〉

厚生労働省保険局国民健康保険課 施設係

メールアドレス：kokuho@mhlw.go.jp

※件名に「(〇〇都道府県)国保保健事業の助成に関する問い合わせ」と記載すること。

平成27年度

申請書様式 (記載例)

(保健事業)

- 【様式1-1】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)事業計画状況表
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)
- 【様式1-2】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)事業計画状況表
(健康管理センター等健康管理事業等)
- 【様式2-1】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)所要額内訳
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)
- 【様式2-2】 平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)所要額内訳
(健康管理センター等健康管理事業等)
- 【様式3】 平成27年度 保健事業(計画・実績)内容
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)
- 【様式4】 平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)
- 【様式5】 平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳 <<5割助成用>>
(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)
- 【様式A】 平成27年度国保ヘルスアップ事業 都道府県推薦書
- 【様式B】 平成27年度国保ヘルスアップ事業計画概要

提出書類一覧

事業名	様式番号		様式名等	作成者	提出方法
1. 国保ヘルスアップ事業	●	様式1-1	平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)事業計画状況表 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)	都道府県	紙
2. 国保保健指導事業	●	様式2-1	平成27年度 保健事業(計画・実績)所要額内訳 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)	保険者	紙
備品を購入する場合及び 費用按分が必要な場 合	●	様式3	平成27年度 保健事業(計画・実績)内容 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)	保険者	紙
	●	様式4	平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)	保険者	紙
	□	様式5	平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳《5割助成用》 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)	保険者	紙
	□	—	購入理由(必要性)、見積書、パンフレット等		
	●	—	平成27年度の実施計画	保険者	紙
	●	—	事業の実施概要についての体制図(A4用紙1枚程度)	保険者	紙
国保ヘルスアップ事業の場合	●	様式A	平成27年度国保ヘルスアップ事業 都道府県推薦書	都道府県	紙
	●	様式B	平成27年度国保ヘルスアップ事業計画概要	保険者	紙
	●	—	事業の実施概要についての体制図(A4用紙1枚程度)	保険者	紙
3. 健康管理センター等 保健管理事業	●	様式1-2	平成27年度 国民健康保険調整交付金(保健事業分)事業計画状況表 (健康管理センター等健康管理事業等)	都道府県	紙
備品を購入する場合及び 費用按分が必要な場 合	●	様式2-2	平成27年度 保健事業(計画・実績)所要額内訳 (健康管理センター等健康管理事業等)	保険者	紙
	●	様式3	平成27年度 保健事業(計画・実績)内容 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)	保険者	紙
	●	様式4	平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)	保険者	紙
	□	様式5	平成27年度 保健事業(計画・実績)経費積算内訳《5割助成用》 (国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業)	保険者	紙
	□	—	購入理由(必要性)、見積書、パンフレット等		
	●	—	平成27年度の実施計画	保険者	紙
業務を委託する場合	□	—	事業委託契約書の写し (契約前の場合は、委託先の概要と委託する内容についてわかるもの)	保険者	紙
限度額の加算を申請する場合	□	—	加算要件が確認できる資料	保険者	紙
	△	—	その他、参考となる資料	保険者	紙

●:必須、△:任意、□:条件に該当した場合

※様式3、4、5は保険者が実施する事業区分(小区分)ごとに1枚ずつ作成すること。

平成27年度 国保保健事業の助成申請書における事業区分対応一覧

	事業名	事業区分	
		(大区分)	(小区分)
1. 国保ヘルスアップ事業 2. 国保保健指導事業	※申請書作成において以下(a)～(m)の事業区分(大区分)は、「1. 国保ヘルスアップ事業」の申請は「1」を、「2. 国保保健指導事業」の申請は「2」とする。 なお、「2. 国保保健指導事業」の申請では必須事業(a)～(e)事業のうち、1事業は実施すること。	1 or 2	
	(a) 特定健診未受診者対策	1 or 2	a
	(b) 特定健診受診者のフォローアップ(特定保健指導未利用者対策)	1 or 2	b
	(c) 特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)	1 or 2	c
	(d) 特定健診受診者のフォローアップ(特定健診継続受診対策)	1 or 2	d
	(e) 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組(早期介入保健指導事業)	1 or 2	e
	(f) 健康教育	1 or 2	f
	(g) 健康相談	1 or 2	g
	(h) 保健指導	1 or 2	h
	(i) 糖尿病性腎症重症化予防	1 or 2	i
	(j) 歯科に係る保健事業	1 or 2	j
	(k) 健康づくりを推進する地域活動等	1 or 2	k
	(l) 保険者独自の取組	1 or 2	l
3. 健康管理センター等健康管理事業等		3	
	(1) 健康管理センターによる健康管理事業	3	1
	(2) 歯科保健センターによる健康管理事業	3	2
	(3) 直営診療施設による健康管理事業等	3	3

(国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業)

被保険者数 人	事業区分等			事業名	対象経費の支出予定額 (A) 円	事業に係る収入予定額 (B) 円	国保対象事業経費 (助成対象額) (C) = (A) - (B) ※千円未満切り捨て 千円	助成限度額 (基準額) (D) 千円	交付決定 (内定・予定)額 ※(C)と(D)のい ずれか少ない方の額 千円	事業開始 年度 年度
	(大区分)	(小区分)	実施人数 人							
123,456	全体				2,345,678	678	2,345	2,000	2,000	
内訳	1	a	1,234 ●●●●	事業区分対応一覧の事業名	2,345,678	678				
				様式4より 実施事業ごとに作成される様式4の内容を記載 ※当初⇒計画額等 実績⇒実績(見込)額等						
都道府県番号	都道府県名				保険者番号		保険者名			

様式3より
国保被保険者数(B)
欄の人数

事業区分対応一覧の事業名

様式4のA欄の額

助成通知(別紙)より
実施事業に対する助成限度額(基準額)を記載

様式4より
実施事業ごとに作成される様式4の内容を記載
※当初⇒計画額等 実績⇒実績(見込)額等

様式3より
事業開始年度を記載

(健康管理センター等健康管理事業等)

病床数	事業区分等						事業名	対象経費の 支出予定額 (A) 円	事業に係る 収入予定額 (B) 円	国保対象事業経費 (助成対象額) (C) = (A) - (B) ※千円未満切り捨て 千円	助成限度額 (基準額) (D) 千円	交付決定 (内定・予定) 額 ※(C)と(D)のい ずれか少ない方の額 千円	事業開始 年度
	床	(大区分)	(小区分)	加算要件									
100	内訳	3	1	ア	ウ	エ	1,234 ●●●●	1,234,567	567	1,234	1,000	1,000	
							●●●●			0		0	
										0		0	
都道府県番号	都道府県名						保険者番号	保険者名				施設・病院名	

様式3より
国保被保険者数(B)
欄の人数

事業区分対応一覧の事業名

助成通知(別紙)より
実施事業に対する助成限度額(基準額)を記載

様式4のA欄の額

様式4より
実施事業ごとに作成される様式4の内容を記載
※当初⇒計画額等 実績⇒実績(見込)額等

様式3より
事業開始年度を記載

本様式は実施する事業ごとに1枚ずつ作成すること。

市町村の概要					事業開始年度		
人口A	国保被保険者数B	国保加入率B/A	国保世帯数	昭和	平成	年度	
123,456	人 1,234	1.0%	123,456	世帯			
事業区分 (大区分)		事業区分対応一覧より 実施する事業区分および事業名を記載		事業名		平成26年度の平均を記載	
1	a						当初計画時から変更になった項目に※印を記載
事業の概況			変更点	事業効果（具体的に）			
計画 (事業内容及び実施方法)		実績及び見込 (事業内容及び実施方法)					
<p>【事業目標（目的・背景等）】</p> <p>●●●●●</p> <p>.....</p> <p>.....特定健診の受診率向上を図る。</p> <p>【対象者】</p> <p>●●●●● 人</p> <p>.....</p> <p>.....の健診未受診者</p> <p>【事業内容・実施方法】</p> <p>●●●●●</p> <p>.....</p> <p>.....を行う。</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成27年●月に●●日間を予定。</p>		<p>【事業目標（目的・背景等）】</p> <p>●●●●●</p> <p>.....</p> <p>.....特定健診の受診率向上を図る。</p> <p>(※) ●●●●●のため、.....へ変更。</p> <p>【対象者】</p> <p>●●●●● 人</p> <p>.....</p> <p>.....の健診未受診者</p> <p>【事業内容・実施方法】</p> <p>●●●●●</p> <p>.....</p> <p>.....を行った。</p> <p>【実施時期】</p> <p>平成27年●月に●●日間で実施。</p>		<p>※</p> <p>●●●●●</p> <p>.....</p> <p>.....を行った。</p> <p>【評価指標】</p> <p>●●●●●</p> <p>.....</p> <p>【評価】 (B)</p>			
<p>当初申請時の事業実施計画内容を記載</p> <p>(記載の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目ごとに実施計画の内容を記載すること。(必須) <p>様式4より</p> <p>(記載の留意事項)</p> <p>複数事業を実施することにより様式4が複数枚になる場合は、1枚目のみ合計額を記載し、2枚目以降は記載不要</p>		<p>実績(見込)時の事業実施内容を記載</p> <p>(記載の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目ごとに記載位置を当初計画と同列にすること。 各項目ごとに当初計画と実績の内容が全く同じ場合に限り、記載不要。(各項目は残す) 各項目ごとに当初計画時と変更になった場合、※印により変更理由を記載すること。(各項目の「変更点」欄に※印を記載) 		<p>当初計画時 ⇒事業実施により「期待される効果」を記載。</p> <p>事業実績時 ⇒事業実施後の事業効果を記載。 事業実施量(回数・参加率等)だけではなく、検査データの変化や、参加者の変化等、評価指標となる内容を具体的に記載した上で、A～Cの三段階評価を行うこと。</p> <p>事業区分(大区分)3の事業実施において、要件に該当する場合のみ記載</p>			
様式4 国保対象事業経費の合計額	123,456,789 円	様式4 国保対象事業経費の合計額	123,456,789 円	加算要件			
都道府県番号	都道府県名	保険者番号	保険者名	施設・病院名			

●本様式は事業区分（小区分）ごとに作成すること。
●事業の概況における【目的】等の記載項目は必ず記載すること。

（国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業）

本様式は実施する事業ごとに1枚ずつ作成すること。

事業項目				事業区分対応一覧より 実施する事業区分および事業名 対象経費の支出科目を記載	事業名							
(大区分)	(小区分)	(項)	(目)									
1	a	保健事業費	保健事業費									
当該事業に要する費用の計画額 (再掲：国保特会又は病院事業会計計上分)				当該事業に要した費用の実績（見込）額 (再掲：国保特会又は病院事業会計計上分)								
●事業全体経費（計画額）				当該事業に要する経費の全体額	1,234,567,890 円	●事業全体経費（実績（見込）額）		当該事業に要した経費の全体額	1,234,567,890 円			
●対象経費の支出予定額 (再掲：国保特会又は病院事業会計計上分)				円		●対象経費の支出実績（見込）額 (再掲：国保特会又は病院事業会計計上分)				円		
報酬、共済費、賃金、報償費				当該事業に要する経費のうち、助成通知による助成対象経費 (国保被保険者を対象とした経費)	123,456,789	報酬、共済費、賃金、報償費				当該事業に要した経費のうち、助成通知による助成対象経費 (国保被保険者を対象とした経費)	123,456,789	
旅費					123,456	旅費					123,456	
需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)					1,230,000	需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)					1,230,000	
役務費 (通信運搬費、手数料、保険料)					12,300,000	役務費 (通信運搬費、手数料、保険料)					12,300,000	
委託料					123,456,789	委託料					123,456,789	
使用料及び賃借料					123,456	使用料及び賃借料					123,456	
負担金					123,456	負担金					123,456	
備品購入費（5割助成分）					61,728	備品購入費（5割助成分）					61,728	
小 計（支出・予定）					260,875,674 円 (A)	小 計（支出・実績）					260,875,674 円 (A)	
●事業に係る収入予定額 ※事業実施による年度末までの収入予定額				当該事業の実施により見込まれる収入予定額	円		●事業に係る収入実績（見込）額 ※事業実施による年度末までの収入実績（見込）				当該事業の実施による収入実績（見込）額	円
●●●●による収入					12,345,000	●●●●による収入					12,300,000	
小 計（収入・予定）					12,345,000 円 (B)	小 計（収入・実績）					12,300,000 円 (B)	
合計（国保対象事業経費）					248,530,674 円 (A) - (B)	合計（国保対象事業経費）					248,575,674 円 (A) - (B)	
都道府県番号		都道府県名		保険者番号		保険者名		施設・病院名				

- 本様式は事業区分（小区分）ごとに作成すること。
- 様式5により助成対象外となる経費は含めないこと。
- 備品の購入は、事業実施の必要性や効果・専有性が見込まれる場合に5割助成とする（国保被保険者以外の者が参加する事業であっても、按分は行わず5割助成とする。）
- 国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費を算出した上で、国保被保険者の参加人数等により一般会計との費用負担を明確にすること。
- 他の保険者と共同実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費から国保被保険者分の対象経費を算出した上で、共同保険者ごとの国保被保険者の参加人数等により保険者間の費用負担を明確にすること。

（国保ヘルスアップ事業または国保保健指導事業または健康管理センター等健康管理事業）

本様式は実施する事業ごとに1枚ずつ作成すること。

事業項目				事業名							
(大区分)	(小区分)	(項)	事業区分対応一覧より 実施する事業区分および事業名 対象経費の支出科目を記載								
1	a	保健事業費	保健事業								
当該事業に要する費用の計画額 (再掲：国保特会又は病院事業会計計上分)				当該事業に要した費用の実績（見込）額 (再掲：国保特会又は病院事業会計計上分)							
対象経費の支出予定額 ※事業実施による年度末までの支出予定額 円				対象経費の支出実績（見込）額 ※事業実施による年度末までの支出実績（見込）額 円							
≪5割助成分≫ ※備品の購入費 (購入予定の備品) ・フードモデル ●●●●●				≪5割助成分≫ ※備品の購入費 (購入予定の備品) ・フードモデル ●●●●●							
(全体経費) 123,456 事業実施にあたり必要性・効果・専有性が見込まれる場合の備品購入経費				(全体経費) 123,456 必要性・効果・専有性があり、事業実施に購入した備品の経費							
国保対象事業経費 (内数)	合計	123,456	円×0.5＝	61,728	円	国保対象事業経費 (内数)	合計	123,456	円×0.5＝	61,728	円
≪国保按分≫ ※国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業（共同実施事業を含む）の 対象経費按分				≪国保按分≫ ※国保被保険者以外の者を含めて実施した保健事業（共同実施事業を含む）の 対象経費按分							
(按分対象経費) ・委託料 ・人件費				(按分対象経費) ・委託料 ・人件費							
(全体経費) 2,500,000 (うち、国保負担分) 1,000,000 費用負担の按分(国保按分)が必要となる経費について、その全体経費と按分による国保負担分の経費				(全体経費) 2,500,000 (うち、国保負担分) 1,000,000 費用負担の按分(国保按分)が必要となる経費について、その全体経費と按分による国保負担分の経費							
国保対象事業経費 (内数)	合計			1,684,000	円	国保対象事業経費 (内数)	合計			1,684,000	円
都道府県番号		都道府県名		保険者番号		保険者名		施設・病院名			

- 本様式は事業区分（小区分）ごとに作成すること。
- 備品の購入は、事業実施の必要性や効果・専有性が見込まれる場合に5割助成とする（国保被保険者以外の者が参加する事業であっても、按分は行わず5割助成とする。）
- 任意の様式に購入理由（必要性）を記入すること。その他、見積書やパンフレット等を添付すること。
- 国保被保険者以外の者を含めて実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費を算出した上で、国保被保険者の参加人数等により一般会計との費用負担を明確にすること。
- 他の保険者と共同実施する保健事業は、対象となる事業の全体経費から国保被保険者分の対象経費を算出した上で、共同保険者ごとの国保被保険者の参加人数等により保険者間の費用負担を明確にすること。

【様式A】

平成27年度国保ヘルスアップ事業 都道府県推薦書

都道府県番号		都道府県名	
申請保険者数			

保険者番号	保険者名	共同実施の場合の 共同保険者名	事業実施概要	推薦理由

- ①保険者は、申請にあたって事業計画書を必ず提出すること。
- ②保険者は、事業計画書の内容について、その概要を様式Bへ記入し提出すること。
- ③保険者は、事業の一部を委託するなどして実施する場合は、委託先の概況のわかる資料と委託内容が明記された仕様書を添付すること。
- ④保険者は、被保険者の健康課題についての分析・評価資料を計画書に添付すること。
- ⑤保険者は、市町村に設置した運営委員会の設置要綱(案)と名簿を添付すること。
- ⑥保険者は、事業の実施概要について、体制を含めた図(A4用紙1枚程度)を添付のこと。
- ⑦都道府県は、上記の書類及び記載内容を審査・確認し、取りまとめて国保課あて申請すること。

【様式B】

平成27年度国保ヘルスアップ事業計画概要 (「事業計画」の要点を記入し作成すること)

都道府県番号	99	都道府県名	●●●県	保険者番号	99	保険者名	●●●市
--------	----	-------	------	-------	----	------	------

1. ①保険者の概況(平成26年度の平均を記入)

人口	12,345
高齢化率	76.5%
国保被保険者数	2,500
(再掲)40歳～64歳	1,000
(再掲)65歳～74歳	234

②他の保険者と共同実施の場合

共同実施箇所数	4			
共同実施保険者名	●●市	●●村		
	●●市	●●村		
	●●町			
	●●町			

※共同実施の場合についても保険者毎に申請が必要

2. 特定健診・特定保健指導の実施状況

	特定健診受診率	保健指導終了率
平成20年度	12.3%	12.3%
平成21年度	12.3%	12.3%
平成22年度	12.3%	12.3%
平成23年度	12.3%	12.3%
平成24年度	12.3%	12.3%
平成25年度	12.3%	12.3%
平成26年度	12.3%	12.3%

※終了率は6ヶ月後の評価まで終了した者の率を記入

※平成26年度分は、平成27年4月1日時点で把握している数値を記入

3. 国保ヘルスアップ事業 実施体制

①国保連合会に設置される支援・評価委員会の支援を受ける予定がある(いずれかに○)

※ここで「なし」の場合は、国保ヘルスアップ事業での申請はできません。

(国保保健指導事業での申請となります。)

あり	○	なし	-
----	---	----	---

②事業の実施概要について、体制を含めた図(A4用紙1枚程度)を添付すること

③事業実施地域(いずれかに○)

全域	-	一部地域	○
----	---	------	---

4. 国保ヘルスアップ事業 工程表

課題分析	被保険者の健康課題や地域における予防の支援体制等の課題(医療費・健診情報等からの分析結果) ●●●●●.....	
〔2・3〕年間の取組 ※〔 〕内いずれかに○印	(課題分析による〔2・3〕年間の計画と概要) ※〔 〕内いずれかに○印 ●●●●●.....	
	(事業目標)※事業の最終目標 ●●●●●.....	(評価指標)※事業全体の評価 ●●●●●.....
1年目の取組	(前期)4月～9月 ●●●●●.....	
	(後期)10月～3月 ●●●●●.....	
2年目の取組	(前期)4月～9月 ●●●●●.....	
	(後期)10月～3月 ●●●●●.....	

3年目の取組

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
1	全体	備品	参加者に対する物品の配布に要する経費	被保険者に配布し教室等が終了した後にも被保険者が使い続ける万歩計等の物品に関しては受益者負担が望ましいことから、対象外とする。	H26.4.25
2	全体	検査費用	検査費用の助成対象・対象外についての考え方について。	健康診査にかかる経費については、以下の場合を除いて対象外 ・早期介入保健指導事業の保健指導を行うために必要となる健康診査については、40歳未満の国保被保険者に限り、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成25年3月29日厚生労働省令第44号 第1条第1項第1号から第9号)に規定された、特定健診の検査項目の範囲内で助成する。 ・なお、上記の対象者のうち医師の判断により受診しなければいけない詳細な健診の項目(「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項第10項の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準」(平成25年3月29日厚生労働省告示第89号)に)に規定された、貧血検査・心電図検査・眼底検査を実施した場合には、助成の対象となる。 ・保健指導の中間評価において、効果測定を目的として実施された検査費用は1回に限り助成対象。ただし、年度内に比較できる同一の検査値があること	H26.4.25
3	全体	検査費用	早期介入保健指導で行う健診の費用について、30歳以下(20代)でも対象になるか。	早期介入保健指導の対象者を選定するための健診であり、実際に保健指導を実施するのであれば、30歳以下でも対象となる。どの年代にターゲットを絞って保健指導を行うか、保険者としてよく検討すること。	H26.4.25
4	全体	検査費用	頸動脈エコー、OGTTの経費は対象となるか。	これらは、特定健診等一次健診の結果、何らかのリスクがある疑いのある者に対する二次健診的要素が強いため、スクリーニングとしての健診項目として経費を計上することは認められない。	H26.4.25
5	全体	検査費用	検査項目として、以下の①②は対象となるか。 ①簡易な血糖検査(HbA1c)を実施するための試薬代 ②75g糖負荷検査。保健指導の対象者に対し、血糖とインスリンの関係を検査値で示すことにより、自分の健康状態をより正確に自覚し、生活習慣改善につなげるという目的。	検査費については、原則助成の対象とは認めていないが、保健事業の中間評価を行ううえでは1回に限り認める。ただし、項目については、当該年度内に指導前の基礎データが存在することが条件となる。	H26.4.25
6	ヘルスアップ	支援・評価委員会	第三者の支援・評価を受ける目的は何か。	「国保等ヘルスサポート事業」は、レセプト・健診情報等を活用した保健事業計画を策定する際に、企画・立案段階からの助言及び課題の分析や評価を行うことにより、保険者等が実施する保健事業がPDCAサイクルに沿って効率的・効果的に展開できることを目的としている。保険者はこの第三者の支援・評価によるサポートを受けることにより、より効率的・効果的な保健事業の展開が可能となる。	H26.4.25
7	ヘルスアップ	支援・評価委員会	国保連合会が平成26年度中に支援・評価委員会を設置する見込みがない場合、国保ヘルスアップ事業の申請ができないのか。	ご指摘のような例では国保ヘルスアップ事業の申請はできない。ただし、国保保健指導事業に該当する取組があれば申請は可能。	H26.4.25
8	ヘルスアップ	支援・評価委員会	保険者が位置する県とは別の県の国保連合会の支援・評価委員会を活用することは可能か。	国保ヘルスアップ事業としては、保険者が位置する県の連合会の支援を受けること。	H26.4.25
9	ヘルスアップ	支援・評価委員会	これまで、保健事業の実施にあたり、アドバイスをもらっている先生方がいる。連合会ではなくその先生方を支援・評価委員会とみなし意見をもらう場合、国保ヘルスアップ事業は実施できないのか。	国保ヘルスアップ事業として実施する場合には、連合会に設置された支援・評価委員会の評価を受けることが助成の要件であるので、委員会の評価は必ずうけることになる。これまで協力を頂いている方に、助言を求めることは特段妨げではない。	H26.4.25
10	ヘルスアップ	支援・評価委員会	第三者の支援・評価は、毎年度受ける必要があるか。	毎年度実施すること。 毎年度の評価に基づき、次年度の計画を適宜修正をすることになる。最終年度に最終的な評価をする。 なお、国保連合会は、「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン」に基づき保険者への支援を実施する。	H26.4.25
11	ヘルスアップ	モデル地域	モデル地域を設定し一部地域で事業を実施する場合でも、国保全体の保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定するのか。	お見込みのとおり、保健事業の実施計画(データヘルス計画)は保険者としての計画を策定する。 計画に基づく保健事業を一部の地域(モデル地域)において実施することも可能としている。	H26.4.25
12	ヘルスアップ	共同実施	共同事業を実施する場合、何を共同に行うことができるのか。	保健事業の実施計画(データヘルス計画)に基づく事業を実施する際、近隣と共同で行えるものがあれば、事業の実施を共同で行うことを可能とする。 ただし、実施計画の策定や評価は保険者ごとに行うこと。	H26.4.25
13	ヘルスアップ	国保データベースシステム(KDB)等のシステム	データ分析については、KDBの使用以外は認められないのか。	KDB以外であっても、すでに既存のデータベースシステムなどがある場合には活用することは可能。また厚生労働省や総務省がまとめる各種データ(人口統計・死亡統計・疾病統計など)も併せて活用することで、より幅広いデータを用いた分析につないでいただきたい。	H26.4.25
14	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策特定健診受診者へのフォローアップ	「助成対象外となる経費」⑧において、通知とあるが、特定健診未受診者・特定保健指導未利用者に対する取組については、効果的な取組として、被保険者の状況に応じた受診・利用勧奨を行った場合、個人への受診・利用勧奨通知は助成の対象となるか。	・全て同様の通知による受診勧奨を行うものでは対象外。 過去の健診受診状況や健診結果、医療費の分析等、被保険者毎の特性に応じた受診・利用勧奨通知を作成すること。 (例)性別、年齢、過去の健診結果等によりパターン化したものは対象。	H26.4.25

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
15	国保保健指導事業	特定健診受診者対策 特定健診受診者への フォローアップ	「助成対象外となる経費」⑧において、通知とあるが、電話勧奨を実施する場合、事前に訪問を予告するための通知を送付することは助成の対象となるか。	・電話や訪問勧奨のための事前通知は助成の対象とする。 ただし、通知内容は上記のような工夫を行うこと。	H26.4.25
16	国保保健指導事業	特定健診受診者対策 特定健診受診者への フォローアップ	「助成対象外となる経費」⑧において、通知とあるが、当該年度の特定健診の受診、あるいは、特定保健指導の利用の意向を被保険者毎に確認するための往復ハガキ(通知)を送付することは助成の対象となるか。	・対象となる。 ただし、往復ハガキ(通知)の記載内容は、上記のような工夫を行うこと。	H26.4.25
17	国保保健指導事業	特定健診未 受診者対策	「助成対象外となる経費」⑤において、未受診理由の調査は助成の対象外としているが、往復ハガキ(通知)により、当該年度の特定健診受診の意向を確認するような取組は助成の対象となるか。	・対象となる。 ただし、往復ハガキ(通知)の記載内容は、上記のような工夫を行うこと。 ・未受診理由の調査とは、広く被保険者に対し、特定健診等に関するアンケート調査を行うことを想定している。	H26.4.25
18	国保保健指導事業	特定健診受 診者への フォローアップ	「特定健診受診者のフォローアップ(受診勧奨判定値者を超えている者への対策)」として、医療機関への受診を促すための取組及び保健指導を実施する場合、この項目で申請するのか。	ここでは、医療機関へつなぐまでの取組の申請をすること。 保健指導を含めて実施する取組については、(h)保健指導で申請すること。	H26.4.25
19	国保保健指導事業	早期介入保 健指導事業	早期介入保健指導事業の対象者はどのようなものか。	40歳以上の特定保健指導の非該当者のうち、腹囲基準を上回るものへの発症予防を行う取組。 40歳未満の者に対する健診及び保健指導を実施する取組。	H26.4.25
20	国保保健指導事業	早期介入保 健指導事業	特定健診等の結果から対象者を抽出し、重症化予防のための保健指導を実施する場合、この項目で申請するのか。	生活習慣病の重症化予防は、(h)保健指導で申請すること。	H26.4.25
21	国保保健指導事業	糖尿病性腎 症重症化予 防	対象者のうち、厚生労働省保険局医療費適正化推進室が示した手順書の基準に該当する者と該当しない者とが混在するような重症化予防を実施する場合、どの項目で申請するのか。	基準に該当する者は、(i)糖尿病性腎症重症化予防の項目で申請。 該当しない者は、(h)保健指導の項目で申請。 なお、(i)糖尿病性腎症重症化予防の項目で申請する場合、eGFRの報告を予定しているため、クレアチニン検査を助成の対象とする。	H26.4.25
22	国保保健指導事業	糖尿病性腎 症重症化予 防	プログラムとしては厚生労働省保険局医療費適正化推進室が示した手順書の基準に該当する者も該当しない者も同一のものを提供するが、この場合でも申請項目は分ける必要があるのか。	申請項目は分けること。 医療費適正化推進室が示した手順書に従って実施したものについては、事業終了後に実施状況調査が行われる予定。 報告シート参照	H26.4.25
23	全体	申請様式	様式3の「市町村の概況」について、国保被保険者数等は、いつ現在を記載するのか。	平成26年度の平均国保被保険者数等を記載願います。	H26.5.12
24	全体	申請様式	様式3～5について、積算した助成対象経費を数値のみの入力で良いか。 前年度までは積算内訳を記載していたので、今年度からは積算内訳は不要ということが良いか。	ご考察のとおり。 ただし、対象経費は、助成通知の12の(5)留意事項に記載のとおり、関係法令及び助成通知の9を踏まえ、その必要性や費用対効果の説明が出来る経費を適切に策定願います。 内容審査では、場合により積算内訳の照会を行うことがあります。	H26.5.12
25	全体	申請様式	様式5の提出はどのような場合に作成するのか。	様式5は、備品を購入する場合及び、費用按分が必要な場合も作成すること。	H26.5.12
26	全体	申請様式	様式2-1及び2-2の「対象経費の支出予定額(A)」欄は、どのような数値が記載されるのか。	様式2-1及び2-2の「対象経費の支出予定額(A)」欄は、様式4の(A)欄の額を記入すること。また、様式5の経費がある場合、様式4の内数として様式5の経費を含めること。 ※様式4に、備品購入費の5割助成の額及び国保按分された国保負担分の額を含めること。	H26.5.12
27	ヘルスアップ	申請様式	様式B国保ヘルスアップ事業計画概要の「3. 国保ヘルスアップ事業実施体制」④で、事業運営委員会の設置(要綱の添付)が求められているが、事業運営委員会の設置は必須項目か。	様式B 国保ヘルスアップ事業計画概要の「3. 国保ヘルスアップ事業実施体制」④の事業運営委員会の設置は、ヘルスアップ事業の助成として必須項目ではありません。 そのため、当該項目は記載不要(事業運営委員会の設置要綱も添付不要)とさせていただきます。	H26.5.12
28	ヘルスアップ	データヘル ス計画	国保ヘルスアップ事業について、データヘルス計画の策定経費(例:データ分析の外部委託)が発生する場合は、事業実施に必要な助成対象経費とみなして良いか。	国保ヘルスアップ事業の助成について、データヘルス計画の策定に要した経費は、当該データヘルス計画に基づき実施した個別保健事業の対象経費となります。	H26.5.12
29	ヘルスアップ	データヘル ス計画	データヘルス計画は、全市町村保険者が策定し、公表することが必須か。 (データヘルス計画は、国保ヘルスアップ事業を申請しない保険者も策定しなければならないのか。)	データヘルス計画の策定は保険者が実施する保健事業と同様、保険者の努力義務です。 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)」	H26.8.27
30	ヘルスアップ	データヘル ス計画	データヘルス計画の標準的な作成例は示されるのか。 また、当該計画策定の際には活用するデータの種類・数等の条件があるか?	データヘルス計画の策定においては、計画に記載する項目等を示した「保健事業実施計画(データヘルス計画)作成の手引き」を参考に各保険者が任意の様式に作成いただきたい。	H26.8.27
31	ヘルスアップ	データヘル ス計画	平成26年6月12日付け事務連絡でデータヘルス計画作成の手引きについてが示されました。 この手引き以外にも参考となるようなひな型を提示する予定はありますか。	データヘルス計画の策定については、各保険者の事情に鑑みて、既存の計画なども活用しながら策定を進めていただきたい。 (本年4月から適用されている指針に示されていることが、少なくとも計画上に網羅すべき事項であるが、既存の計画を活用していただくことは差し支えない。)	H26.8.27

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
32	ヘルスアップ	データヘルス計画	各保険者において策定するデータヘルス計画は、既存の保健事業実施計画を活かして策定するものなのか(バージョンアップさせるものなのか)。それとも、保健事業実施計画とは別に、新たにデータヘルス計画として策定する必要があるのか。	データヘルス計画は、既存の保健事業実施計画を活用して策定して構わない。 また、既にデータ分析をもとにした保健事業の実施計画の策定がされている場合、データヘルス計画と呼べるものと思慮する。 なお、データヘルス計画策定にあたっては、計画に記載する項目等を示した平成26年6月12日付け事務連絡「保健事業の実施計画(データヘルス計画)作成の手引きについて」も参考にいただきたい。	H26.8.27
33	ヘルスアップ	データヘルス計画	データヘルス計画は必ず本年度中に策定するものか。(来年度の策定はダメなのか)	本年度の助成申請する場合は、助成通知4(2)の要件のとおり、本年度中のデータヘルス計画策定が必須となる。	H26.8.27
34	ヘルスアップ	データヘルス計画	国保ヘルスアップ事業として助成申請する市町村保険者は、データヘルス計画をいつまでに策定しなければならないか。	本年度の国保ヘルスアップ事業の助成申請では、少なくともデータヘルス計画の策定が年度内に完了すれば、助成申請を認めるもの。 ※助成通知の「6-1国保ヘルスアップ事業」(6)留意事項の⑦	H26.8.27
35	ヘルスアップ	データヘルス計画	複数年のデータヘルス計画は3年間に限定しているのか。	保険者が抱える健康課題をデータ分析して策定するデータヘルス計画は、本年度より複数年で目標設定されるもの。 計画期間は、関係する計画との整合性を図るため複数年としているものであり、保険者は関連するそれぞれの計画との期間を勘案しつつ、保健事業の実施計画(データヘルス計画)の期間を定めること。 具体的には、医療費適正化計画の第2期の最終年度である平成29年度までとすることが望ましい。	H26.8.27
36	ヘルスアップ	データヘルス計画	助成通知4の(2)①について、KDBの「被保険者の医療情報や健診情報等データを電子的に用いるツール等を活用し策定すること。」とは、具体的にどのようなことか。 電子的に用いるツールとは何か、KDBとは別なもの	ご考察のとおり。 データヘルス計画の策定にあたって、データ分析を行うために活用するシステムは、KDBに限定しているものではない。	H26.8.27
37	ヘルスアップ	データヘルス計画	現在、KDBの利用ができない状況(利用の目的が立たない)であるが、3カ年計画を考えると、KDBをまったく利用せず実施していいのか。	助成通知4の(2)、KDBの「被保険者の医療情報や健診情報等データを電子的に用いるツール等を活用し策定すること。」は、データヘルス計画の策定にあたって、データ分析を行うために活用するシステムは、KDBに限定しているものではないこと。	H26.8.27
38	ヘルスアップ	データヘルス計画	データヘルス計画を国保連合会の支援・評価委員会に作成してもらうことは可能か。	データヘルス計画は、あくまでも保険者が作成するものである。 国保連合会の支援・評価委員会には、データヘルス計画策定にあたり必要な事項に関する支援等を行うものと考えている。	H26.8.27
39	ヘルスアップ	支援・評価委員会	国保ヘルスアップ事業を申請しない場合、データヘルス計画策定にあたって、国保連合会の支援・評価委員会の支援・関わりは必須か。	データヘルス計画の策定にあたって、国保連合会に設置の支援・評価委員会の活用は義務ではない。 国保連合会の支援・評価委員会の活用は、国保ヘルスアップ事業として助成申請する場合の要件の1つとされているもの。	H26.8.27
40	ヘルスアップ	支援・評価委員会	国保ヘルスアップ事業の申請をしていない保険者と国保連合会に設置される支援・評価委員会との関係はどのようなになっているのか。	データヘルス計画を策定していない保険者であっても、従来からの保健事業を展開するにあたり、国保連合会の支援・評価委員会を活用(保健事業に対する助言等を受ける)することも可能。 (平成26年4月25日付事務連絡の参考資料⑤「国保保健事業の効果的な実施推進支援事業～国保ヘルスサポート事業」の国保連合会にある〈全保険者向け事業〉を参照。)	H26.8.27
41	ヘルスアップ	支援・評価委員会	国保ヘルスアップ事業は、データヘルス計画の策定段階から支援・評価委員会を活用することが要件となっており、国保連合会においても本年度中に支援・評価委員会を設置する予定である。 ついては、申請期限までに当該委員会が開催されない場合、申請後に支援・評価委員会を活用予定であると申請することは可能か。	本年度の国保ヘルスアップ事業では、少なくともデータヘルス計画の策定が年度内に完了すれば、申請を認めるもの。 ※助成通知の「6-1国保ヘルスアップ事業」(6)留意事項の⑦ なお、「支援・評価委員会」は、各都道府県国保連合会により設置される時期が異なる。 当初申請では、国保連合会の「支援・評価委員会」の設置状況に関係なく、保険者が「支援・評価委員会」を活用し、ヘルスアップ事業として事業展開する方針である場合は、ヘルスアップ事業として申請を認めるもの。 ※支援・評価委員会の設置については、国保中央会から国保連合会への説明資料で設置促進についてふれている。(平成26年5月12日事務連絡添付の参考資料)	H26.8.27
42	ヘルスアップ	支援・評価委員会	「保健事業の手順に沿った評価基準」の評価項目Ⅲ-3に記載の「外部アドバイザー」とは、保険者が設置する予定の委員会の委員でも良いか？ また委員に対する報償費は助成対象となるとの認識で良いか？	外部アドバイザーに該当する部分を、国保連合会に設置する「支援・評価委員会」が実施する予定。 保険者が独自にアドバイザーを置くことも可能だが、国保連合会からの支援・評価も受けることは、国保ヘルスアップ事業として助成要件の1つなので、国保連合会とも相談して下さい。 なお、独自に設置する場合の委員に対する報償費は対象経費となる。	H26.8.27
43	ヘルスアップ	支援・評価委員会	国保ヘルスアップ事業に係る助成について、支援の部分を支援・評価委員会以外の機関に委託した場合、その委託料は助成の対象となるか。	第三者機関として国保連合会以外の評価を受けることでも可だが、国保連合会の支援・評価委員会を活用することは国保ヘルスアップ事業の助成申請の要件として必須であるため、評価についても支援・評価委員会を活用することが望ましい。	H26.8.27

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
44	ヘルスアップ	支援・評価委員会	Q&A9関連 保険者で以前から協力していただいている支援・評価委員会とは別の人物に助言を求めることは妨げではないとあるが、予算計上することも可能か。	本助成通知(及びQ&A)は、保健事業の実施にあたり、ご記載の内容について予算計上することを抑制するものではない。ただし、同様の支援が国保連において行われるため、保険者は国保連とも相談をしていただきたい。 ※保険者において、国保連支援の活用可否や、支援・評価委員会とは別の人物を予算計上する必要性などの整理が必要。	H26.8.27
45	ヘルスアップ	支援・評価委員会	支援・評価委員会に「支援」又は「評価」を受けた場合、実績報告等で「支援」又は「評価」を受けた証拠書類を提出する必要はあるか。(特に提出資料は示されていない。)	実績報告時には、どのような支援や評価を受けたのか、事実関係が分かる書類は提出していただく必要があると考えている。	H26.8.27
46	ヘルスアップ	事業運営委員会	ヘルスアップ事業計画概要(B)にある「事業運営委員会」は、保険者で設置するものか。また設置は必須か。	事業運営委員会の設置は必須ではない。 (平成26年5月12日事務連絡1に記載)	H26.8.27
47	ヘルスアップ	事業運営委員会	助成通知6の(6)①について、「保健事業の手順に沿った評価基準」の評価項目I-12に記載の「事業運営委員会」は、Q&A27によると、設置自体が必須ではないとのことだが、評価基準との整合性はどうか？また、設置する場合の構成に具体的な条件があるか？	事業運営委員会を設置しない場合は、評価基準の該当箇所はとばしていただいて構わない。 助成の有無とは別に設置する場合の条件は特に設けていないが、事業の関係者が含まれるようにしていただければと思います。 また評価基準と全ての項目において合致させることを必須とはしていない。	H26.8.27
48	ヘルスアップ	申請様式	国保ヘルスアップ事業と国保保健指導事業の助成申請の様式が同じなので、国保保健指導事業の項目を総合的に計画的に実施するのが国保ヘルスアップ事業と解釈して良いか？	ご考察のとおり。 助成通知の4(1)と(2)の関係は、 (1)⇒従来より行っている保健事業 (2)⇒保険者がデータ分析に基づく複数年のデータヘルス計画を策定(PDCAサイクル)し、策定されたデータヘルス計画に基づき実施(PDCAサイクル)される(1)の個別の保健事業となります。	H26.8.27
49	ヘルスアップ	申請様式	国保保健指導事業及びヘルスアップ事業について、申請する保険者が多数の場合、申請を却下されることや助成額が減額される可能性もあるのか。	保険者の実施する保健事業について、助成通知の要件を満たしている場合、申請を受理しないことはない。	H26.8.27
50	ヘルスアップ 国保保健指導事業	申請様式	後発医薬品の差額通知を送付する事業を実施する場合、これに係る経費は、助成の対象になるのか。	通知送付のみの事業では対象にならないと考えている。ただし、後発医薬品の使用促進に関する啓発等のために保健指導を行う場合、これらについては、助成の対象になると考えている。	H26.8.27
51	ヘルスアップ	申請様式	国へ申請様式を提出後に支援・評価委員会により計画の修正を求められたため、当初計画していた内容を変更することになったが、計画の修正は認められるのか。	修正を認めるもの。 実績報告の際に記載していただくことになる。ただし、助成の範囲は助成通知に従うことになるためご留意いただきたい。	H26.8.27
52	ヘルスアップ	申請様式	「平成27年度国民健康保険保健事業に係る助成内容」に、6(6)⑥国保ヘルスアップ事業と国保保健指導事業は同時に助成申請できないこと。」とあるが、国保ヘルスアップ事業で助成申請する事業が国保保健指導事業の内容と異なる場合は、助成申請が可能か。	事業の内容が異なる場合であっても、国保ヘルスアップ事業と国保保健指導事業は同時に助成申請はできない。	H26.8.27
53	ヘルスアップ	申請様式	国保ヘルスアップ事業は助成期間は平成26年度から平成28年度の3年間だが、平成27年からの途中参加は可能か。 平成27年度、28年度の申請は対象となるのか。 (国保ヘルスアップ事業は来年度以降も継続して助成対象事業となるのか。)	本年度、国保ヘルスアップ事業として助成申請する場合の助成対象経費は、平成26年度中に当該事業を実施するために要した経費。 (国保ヘルスアップ事業の助成期間は3年間だが、助成対象経費は各年度の国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費から支出した経費であり、助成限度額は3年間の各年度の額。) なお、平成27年度からの申請は現在のところお答えできないため、国保ヘルスアップ事業として申請する場合は、本年度中のデータヘルス計画策定、計画に基づく保健事業の実施をできる限りお願いするところ。 本年度中にデータヘルス計画の策定が完了する場合、本年度の申請は可としている。 策定されるデータヘルス計画上の個別保健事業の実施は、翌年度からであっても差し支えない。(助成通知6の(6)⑦参照)	H26.8.27
54	ヘルスアップ	申請様式	別添2のQ&Aの28でデータヘルス計画の策定経費(データ分析の外部委託)は、 <u>国保ヘルスアップ事業の助成について…個別保健事業の対象経費となります。</u> とあるが、国保ヘルスアップ事業の中で個別保健事業を実施し、その中でデータ分析の費用を上げる必要があるのか。 個別保健指導事業の申請でもデータ分析の費用は対象経費としてよいか。	Q&A NO.28は、データヘルス計画の策定に要した経費を、国保ヘルスアップ事業とした助成申請の対象経費として認めるもの。 国保保健指導事業の助成申請では、データヘルス計画の策定がされていないため、対象経費ではない。 なお、国保ヘルスアップ事業としての助成申請において、データヘルス計画の策定経費を含めず、実施した個別保健事業の経費のみを対象経費として申請することも可。	H26.8.27
55	ヘルスアップ	申請様式	データヘルス計画の策定を外部委託で行った場合、助成の対象となるか。 また、対象となる場合、交付申請前に契約を締結しなければならないか。 逆に、交付申請で案を示してから契約を締結しなければならないのか。	委託経費は対象経費。(Q&A NO.28参照。) なお、助成申請では「提出書類一覧」とおり、事業委託契約書の写し(契約前の場合は、委託先の概要と委託する内容についてわかるもの)の添付が必須である。	H26.8.27
56	ヘルスアップ	申請様式	「助成対象外となる経費」⑦において、情報システム開発・改修に係る経費とあるが、ヘルスアップ事業でデータ分析を行うにあたり、市町村独自のシステムを利用する場合、その利用料や保守費用については対象となるか。	対象外経費である。 (独自システムの利用、保守経費は、通常の(事業を行わなかった場合でも必要な)運用経費に当たると思慮される)	H26.8.27

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
57	ヘルスアップ	申請様式	国保ヘルスアップ事業の対象経費について、データ分析に使用するソフトを購入予定だが、ソフトの対応パソコンOSがWindows7となっている。パソコンの購入自体は対象外と思われるが、3年のリースにした場合は、賃借料にあたるのか。	助成通知の9の⑩のとおり、備品購入費は「必要性や効果・国保専有性が見込まれる場合」に限り、5割が対象経費となる。 また、システムをリース契約により使用している場合、リース契約料は対象経費。 なお、保健事業の一部を委託する経費は助成対象となるが、契約書等の添付により委託内容が明確であること、また、対象経費として計上する費用は、費用対効果などを説明出来るよう整理されていること。(システムのリース契約も同様。)	H26.8.27
58	ヘルスアップ	申請様式	データヘルス計画の策定前に実施済となっている個別保健事業に要した経費は、助成対象経費として認められるか。 (支援・評価委員会の活用が国への申請期日以降になる場合、事業の実施とデータヘルス計画策定に係る支援・評価委員会の活用を並行して行うことは認められるのか。)	国保ヘルスアップ事業として助成申請出来る事業は、課長通知の別添4の(2)の要件①～④を全て満たす事業になります。 策定中の複数年のデータヘルス計画(PDCA)の策定に並行して、本年度中に行われる保健指導等の事業が、当該データヘルス計画に基づく事業と位置づけられる事業であれば、ヘルスアップ事業として申請可としているもの。 なお、データヘルス計画策定にかかる経費は、本年度中に策定される複数年のデータヘルス計画(PDCA)に位置づけられた助成対象の保健事業が該当する事業区分(小区分)により申請可とするもの。(Q&A NO.28) (データヘルス計画の策定に並行して、本年度中に計画に位置づけられる保健事業の実施があれば、その事業区分により申請。)	H26.8.27
59	ヘルスアップ	申請様式	平成26年度にデータヘルス計画の策定が完了する場合には、国保ヘルスアップ事業としての助成申請が認められるとされています(助成通知6(6)(7))。平成26年度にデータヘルス計画の策定のみを行い、個別事業は平成27年度以降に実施する場合、平成26年度に助成対象経費が発生しない場合は、保険者の平成26年度申請書類としては「様式B」のみで良いか。	データヘルス計画に基づく事業と位置づけられ、計画に基づく保健事業等の事業の実施が翌年度に行われるものであれば、申請を可能とする。 (策定される複数年のデータヘルス計画(PDCA)に位置づけられた、助成対象の保健事業が該当する事業区分により申請可とするもの。) なお、申請書類の作成は、様式Bのみではなく、提出書類一覧による書類一式が必須です。	H26.8.27
60	ヘルスアップ	申請様式	「国保ヘルスアップ事業」について計画期間が4年以上のデータヘルス計画を策定した場合、様式Bの計画の工程表は3年目までの内容の記載でよいか。	3年目までの記載でよい。	H26.8.27
61	ヘルスアップ	申請様式	平成26年6月12日付、国民健康保険施設係長事務連絡に基づき、データヘルス計画策定の再検討を行った結果、追加で国保ヘルスアップ事業の助成申請を希望している市町村があります。市町村の議会で必要な予算措置を行う必要があるため、追加申請は確実に受付していただけるのか。	助成通知による国保ヘルスアップ事業としての要件を満たしている場合、申請を受付しないことはない。 申請手続きは助成通知12のとおりだが、保険者の個別事情がある場合には、随時ご相談いただきますようお願いいたします。	H26.8.27
62	国保保健指導事業	国保保健指導事業	国保保健指導事業の実施方法で、「(a)～(e)までの必須事業のうち、1事業は実施すること」とあるが、必須事業1事業のみ実施で申請して良いのか、それとも、必須事業を1事業実施した上で一般事業も実施した場合に申請して良いのか。	国保保健指導事業として助成申請する場合、必須事業を1つ以上実施していれば申請可。 その場合、必須事業に要した経費に加え、一般事業の実施に要した経費も助成対象経費として申請を認めているもの。 ※必須事業に加え、一般事業1つ以上の実施が必須ではない。	H26.8.27
63	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病性腎症重症化予防事業の場合、6か月の指導が終了していれば事業完了として差し支えないか。	差し支えない。	H26.8.27
64	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	当市では糖尿病性腎症重症化予防などを計画することとし、その対象者抽出にあたり、KDBシステムでは不十分なため、今年度、外部委託でレセプト分析を行う予定です。この分析費用を対象経費として事業計画に計上することは可能か。	使用しているKDBシステム機能では不十分な場合において、外部委託を行うことは可能。 (事業実施に当たり、KDBシステム機能では不十分な項目がある事を整理願います。)	H26.8.27
65	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病重症化予防事業で、介入のため医師の確認を取る際、「文書料」を請求される場合があるが、補助対象経費として算定することは可能か。	対象経費には文書作成経費は含まない。 このような経費(情報提供に係る経費)は、事業実施にあたり保険者が負担すべき経費であるため、対象外経費です。	H26.8.27
66	国保保健指導事業	糖尿病性腎症重症化予防	「糖尿病性腎症重症化予防」事業の実施にあたり、対象者を抽出するためレセプト等のデータベース化・分析を行う予定であるが、これは助成の対象になるか。	対象者の抽出経費も対象となります。	H26.8.27
67	国保保健指導事業	特定健診受診者へのフォローアップ	国保保健指導事業の(c)特定健診受診者へのフォローアップ(受診勧奨判定値を超えている者への対策)について、市町村独自で追加している検査項目の結果により勧奨する場合も該当になるか。	特定健診の結果により受診勧奨判定値以上の者を選定し、医療機関への適切な受診勧奨を行う事業なので、特定健診結果と関係のない項目は該当しない。	H26.8.27
68	国保保健指導事業	特定健診受診者へのフォローアップ	特定健診受診者へのフォローアップについて、取組の例では電話勧奨や訪問勧奨のみが挙げられているが、郵送で勧奨通知を行う場合は助成対象となるか。	郵送により受診勧奨を行うことも、実施率向上のための工夫が加えられているものについては、助成の対象としている。 ※Q&A NO.14～16を参照。 (実施する場合は一律の内容ではなく、被保険者の状況に応じた内容にするよう工夫すること。)	H26.8.27

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
69	国保保健指導事業	特定健診未受診者対策	国保保健指導事業の「(a) 特定健診未受診者対策」について、助成通知に「特定健康診査の未受診者の理由に応じた対策を行い、」とあるが、「未受診者の理由」を把握するための未受診者への調査は必須か。調査をせずに、未受診者の属性(性別、年齢、過去の健診受診歴など)毎に考えられる未受診理由をパターン化し、それに応じた対策を行うということでも良いか。	ご考察のとおり。 (a) 特定健診未受診者対策において、「未受診者の理由」を把握するための調査は必須ではありません。 記載いただいた未受診理由によるパターン化、それに応じた取組は助成事業となる。	H26.8.27
70	ヘルスアップ国保保健指導事業	国保保健指導事業	国保保健指導事業で事業を実施する場合、申請書の提出前に事業を開始していても申請・交付の対象となるか。	助成金は、保険者が実施した助成通知に該当する保健事業について、本年度、事業実施に要した(負担した)経費に対し助成を行うというものであり、保健事業の実施(開始)時期は、各保険者の判断により、必要な時期に実施されるものとなります。 本年度の内定連絡等はいりません。(助成通知12(5)に記載。) そのため、対象経費は、助成通知の12の(5)留意事項に記載のとおり、関係法令及び助成通知の9を踏まえ、適切に策定願います。 (対象外経費を申請に含めていた場合は、場合により、様式2-1又は2-2の交付決定(内定・予定)額が変わることになり、助成金の返還を求められる場合がありますので、ご注意ください。) 申請の審査では、場合によって積算内訳の照会を行うことがあります。	H26.8.27
71	ヘルスアップ国保保健指導事業	経費	「助成対象外となる経費」⑧において、パンフレット・通知とあるが、特定健診受診者に対するフォローアップ実施にあたり、結果報告会の案内チラシを、健診会場で行うプレ保健指導時に手渡しする場合、助成の対象となるか。 また、対象となる場合でも、性別、年齢、健診結果等によりパターン化したものでなければならないのか。	案内チラシを手渡す際、特定健診・特定保健指導の必要性を説明する場面に限り、助成通知P.11⑧の「ただし、特定健診・特定保健指導の受診・利用の必要性を説明する取組に要する場合は助成対象とする」に該当するため、対象となる。 なお、その場合に限り、パターン化は不要。	H26.8.27
72	ヘルスアップ国保保健指導事業	経費	当該年度の事業が医療費分析のみ(分析委託、結果書印刷など)で終了し、結果の活用は翌年度以降になる場合も助成対象となるのか。 また、事業は(h)保健指導とすればよいか。	医療費分析だけを行う場合は、国保保健指導事業には該当する事業がないため、助成の対象外。	H26.8.27
73	ヘルスアップ国保保健指導事業	申請様式	「国保ヘルスアップ事業」「国保保健指導事業」の事業実施について、 ①申請した保険者はすべてこの事業を実施して良いのか(内定連絡等はないのか) ②本事業に係る執行済み額(4月以降)についても、認めるのか。	①助成金は、保険者が実施した助成通知に該当する保健事業について、本年度、事業実施に要した(負担した)経費に対し助成を行うというものであり、保健事業の実施(開始)時期は、各保険者の判断により、必要な時期に実施されるものとなります。 本年度の内定連絡等はいりません。(助成通知12(5)に記載。) そのため、対象経費は、助成通知の12の(5)留意事項に記載のとおり、関係法令及び助成通知の9を踏まえ、適切に策定願います。 (対象外経費を申請に含めていた場合は、場合により、様式2-1又は2-2の交付決定(内定・予定)額が変わることになり、助成金の返還を求められる場合がありますので、ご注意ください。) 申請の審査では、場合によって積算内訳の照会を行うことがあります。 ②申請において、助成通知の要件に該当する事業には助成対象外の経費は含まれていないので、対象経費であれば助成申請を認めるもの。	H26.8.27
74	全体	申請様式	【様式3】 「事業の概況」の計画内、【対象者】は、国保被保険者以外も含めた人数で良いか。 また、この人数が様式1及び2の実施人数と一致することによって良いか。	様式3計画内の【対象者】数は、実施事業における国保被保険者数を記載願います。 なお、様式1及び2の実施人数も同様で、国保被保険者数を記載願います。	H26.8.27
75	全体	申請様式	様式4の記載例では「事業全体経費(計画額)」の値が、「対象経費の支出予定額」の「報酬、共済費、賃金、報償費」の額と等しくなっている。これは誤りではないか。	記載例につき、ご指摘のとおり。 事業に要した全体経費を『●事業全体経費(計画額)』欄に記入し、そのうち、国保被保険者のため国保特会から支出した経費を再掲として記載願います。	H26.8.27
76	全体	申請様式	様式4において、申請事業が、 (1)「国保被保険者のみを対象とする保健事業」の場合は、「当該事業に要する費用の計画額」と「合計(国保対象事業経費)」の金額は等しくなり、 (2)「国保被保険者以外の者を含めて実施する保険事業」である場合は、「当該事業に要する費用の計画額」に、算出式の計算をした額が「合計(国保対象事業経費)」に入るという認識で良いか。	様式4について、 「国保被保険者のみを対象とする事業」の場合、 『●事業全体経費(計画額)』欄の額の再掲として、『●対象経費の支出予定額』欄に記載。 また、「国保被保険者以外の者を含めて実施する事業」の場合、 『●事業全体経費(計画額)』欄は全体経費を記載し、助成通知9(2)による費用按分を行った費用(様式5に記載)により『●対象経費の支出予定額』欄に記載する。	H26.8.27
77	全体	申請様式	様式4において、前年度まで「費用負担の考え方」に記載していた、申請事業が「国保被保険者のみを対象とした事業」か、もしくは「国保被保険者以外の者を含めた事業(内○%が対象か)」かの記述は、どこに記載すれば良いか。	様式3に記載願います。	H26.8.27

項番	事業	項目	質問	回答	更新時期
78	全体	申請様式	今年度から申請様式に積算内訳は不要とのことだが、 ① 例年、申請書とともに提出していた、積算の根拠資料(見積書など)は、申請の際には提出は必要となるのか。 根拠書類なしで申請様式に額だけを記載して提出しても、申請は受理されるのか。 ② 積算根拠となる資料を添付する場合は、その資料がどの事業のどの経費の金額にあたるのか、資料等を作成して明らかにする必要があるのか。	①助成通知の提出書類一覧の申請様式が整っていれば、申請を受付することとなります。なお、書類審査の場合により、積算根拠資料の提出を求める場合があります。 (対象経費の積算根拠資料は、申請保険者及び各都道府県担当で保管いただき、場合により申請書に添付いただいても結構です) ②対象経費については、助成通知の12の(5)留意事項に記載のとおり、関係法令及び助成通知の9を踏まえ、適切に策定されていれば、特段、必要としていません。 (対象経費として計上する費用は、各保険者において費用対効果などを説明出来るよう整理されていること。)	H26.8.27
79	全体	申請様式	助成通知6の(6)⑥「業務の一部を委託する場合は、委託内容がわかるもの(契約書等)を添付すること。」とあるが、申請時点で添付が必要か。 申請時に具体的な契約内容等が未確定の場合、仕様書(案)でも良いか。	ご考察のとおり。 業務の一部を委託する場合、当初申請においても委託内容がわかる資料(未確定であれば、仕様書(案)でも可)の添付が必要。	H26.8.27
80	全体	申請様式	様式1-1について、一つの保険者が複数の事業を実施する場合、(小区分)に並べて入力するものと思われるが、その際の「実施人数」、「事業名」、「事業開始年度」の記載はどのようにすればよいか。また、一つの保険者が六つ以上の事業を実施する場合、六つ目以降は省略してよいか。	様式1-1の事業名欄は、事業区分一覧の代表する小区分により記載願います。 (複数の小区分がある場合は、『〇〇(代表小区分名)ほか』として記載願います。) また、事業区分等欄にある実施人数は、複数の実施事業(小区分)の合算とし、事業開始年度は『〇〇年度ほか』として記載願います。 なお、六つ以上の事業実施による小区分欄は、列の挿入により対応願います。	H26.8.27
81	全体	経費	当市町村では保健事業主管課である健康増進担当課が予算を計上及び執行するため、保健事業実施後に、国保特別会計からの繰り出しを考えているが、この運用方法で調整交付金(保健事業)の対象となるか。 もし、上記の方法が対象外であれば、例えば、健康増進課への繰り出し科目を国保特別会計の(款)保健事業に作り、補正予算計上する方法であれば補助対象となるか。 (国保特会(款)保健事業から直接の支出が必須なのか。)	本年度の助成通知により申請する場合の助成対象経費は、平成27年度中に当該事業を実施するために要した経費。 国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。助成通知の「助成対象経費」参照。 (他会計を補填するための支出経費は、対象外である。) 支出について、国保特別会計(款)保健事業費の(項)、(目)までは指定しているものではないが、助成通知に記載のとおり、「当該事業を実施するために要した経費」として説明出来るよう整理が必要。	H26.8.27
82	全体	経費	業者が開発したデータ分析システムのソフト購入費、また業者への委託料についても補助の対象となるのか。 保険者が国保連合会に分析委託した経費についても含まれるか。	情報システム開発・改修に係る経費は対象外経費である。(助成通知9(1)⑦) 但し、備品としてのソフト購入費は対象経費。補助対象経費である備品として申請可能かどうか、保険者において整理、判断し申請願います。 また、保健事業の一部を委託する経費は助成対象となるが、契約書等の添付により委託内容が明確であること、また、対象経費として計上する費用は、費用対効果などを説明出来るよう整理されていること。 なお、国保ヘルスアップ事業における国保連合会へのデータ分析委託経費は、対象経費となる。 ※保険者の国保連合会への委託経費は、当該国保連合会が国へ助成申請する連合会補助金においては対象外の経費となる。	H26.8.27
83	全体	経費	事業の実施形態について、全部外部委託、一部外部委託のどちらでも助成対象となるか。	保険者が必要な保健事業に関して計画を立てた上で、その保健事業の実施に関して一部の業務を委託するという考えなので、全部を委託するという考え方はない。 助成通知の留意事項においても「業務の一部を委託する場合…」としている。	H26.8.27
84	全体	経費	我が県では来年度以降KDBシステムの契約料が発生する可能性があるが、そのKDBシステムの契約料についても助成の対象となるか伺いたい。	対象外。 本助成通知の対象となる国保保健事業の実施主体は市町村保険者である。	H26.8.27

【平成27年度国保保健事業の助成通知に関する確認事項】

都道府県名	
依頼日	
確認方法	メール

保険者名	確認事項	回答